

第4章 重要課題への対応

1 部落差別（同和問題）

● 現状・課題

部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が日常生活の上でさまざまな差別を受けるといふ、我が国固有の重大な人権問題です。国の同和対策では、昭和40（1965）年に、同和対策審議会答申が提出され、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」と認識がなされました。昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和対策事業や地域改善対策として事業が推進されてきました。その後は一般対策に移行し取組みが進められていますが、平成8（1996）年の地域改善対策協議会の意見具申では、「同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでない」と明記されています。

近年では、インターネット上に部落の所在地や人名を掲載し、誹謗・中傷・差別を助長する書き込みを行うなどの問題が明らかになり、部落差別に関する状況の変化が生じていることを受け、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在も部落差別が存在することや、国及び地方公共団体の責務等を明記しています。従来の部落差別への取組みを推進しつつ、新たな課題を認識した対応が求められます。

本市では、住環境の改善や、職員対象の人権研修、部落差別に関する学習機会の提供などの人権教育・啓発を進めています。また、*隣保館において啓発資料の配置や相談事業などを行っています。

市民意識調査では、同和問題の認知度について、「知っている」が約7割となっています。知ったきっかけは、20～40歳代では学校の授業で教わった割合が高く、今後も学校教育を通じて認知を高めることが求められます。同和地区の人とのつきあいについての問に対し、隣近所の人が同和地区の人と分かった場合は「これまでと同じように親しくつきあう」が84.5%と最も高くなっていますが、一方で、結婚相手の家柄や血筋を問題にする風習についての問に対しては、「当然だと思う」が18.0%、結婚の際に家柄や家族状況を調べることについて、「当然だと思う」が35.9%となっており、潜在的な差別意識がみうけられます。

部落差別に対する誤った認識や偏見をなくしていくために、今後もさまざまな機会・手段を活用して啓発活動を行うとともに、部落差別に関する相談に迅速な対応ができる体制整備が求められます。

● 施策の方向と取組み

施策1 部落差別・人権に関する啓発活動の推進

平成28(2016)年に施行された「部落差別解消推進法」で、地方公共団体の責務が明文化されたことを踏まえ、部落差別のない社会の実現に向け、市民の部落問題についての知識や理解を深める機会を提供し、地域の実情を踏まえた取組みを推進します。

【取組み】	【担当課】
・広報紙や市のホームページなどにより部落差別・人権について啓発します。	協働推進課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより部落差別・人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・市職員を対象とした研修実施や研修会などへの参加を促進し、意識啓発を図ります。	協働推進課 総務課
・人権擁護委員などと連携した啓発活動を行います。	協働推進課
・「部落差別解消推進法」について周知します。	協働推進課

施策2 学校・家庭・地域での部落差別・人権教育の推進

学校教育や、教職員等の研修を通じて、学校・家庭・地域における部落問題についての正しい知識の習得と理解の促進を図ります。

【取組み】	【担当課】
・教職員などへの計画的、体系的な研修を充実します。	学校教育課
・人権尊重の教育に関する研究や指導資料作成を行います。	学校教育課
・学校教育の中で部落差別や人権教育の取組みについて周知します。	学校教育課
・授業参観、人権教育講演会を実施します。	学校教育課

施策3 隣保館の有効活用

※隣保館において、人権意識の啓発や住民交流の拠点となる取組みを推進し、地域住民の福祉や文化の向上を図るため、相談事業の充実や各種講座の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・各種講座・教室等の地域交流事業を促進します。	協働推進課
・各種講座や教室のニーズを把握します。	協働推進課
・人権に関する啓発資料の配置などを充実します。	協働推進課
・生活相談など各種相談事業を推進します。	協働推進課
・市民の文化的向上を図るため、図書事業を推進します。	協働推進課

施策4 えせ同和行為の排除の推進

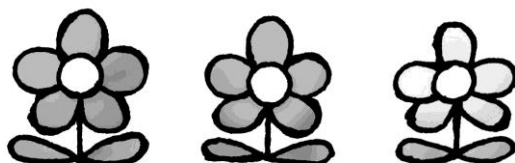
部落差別を解決する上で大きな阻害要因となっている*えせ同和行為についての認識を高める啓発活動を行うとともに、えせ同和行為についての相談等に迅速に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・パンフレットなどにより啓発及び相談機関を周知します。	協働推進課
・えせ同和行為に対する市民などからの相談に対応します。	協働推進課

施策5 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

部落差別に関する相談に迅速に対応できるよう、関係機関と連携、協力し、相談・支援体制を整備します。また、窓口についての周知や救済制度等についての情報提供を行い、相談・支援体制の活用促進を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



2 女性

● 現状・課題

性別にかかわらずなく、個人が一人ひとり尊重される社会の実現が求められますが、歴史的には女性は男性と比べて不利な立場におかれることが多くありました。近年では男女平等の意識が定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、男女平等が実態として進んでいない場面も依然としてみられます。

国連では、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組みを進めました。昭和 54 (1979) 年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めています。近年では平成 12 (2000) 年に「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

我が国では、昭和 60 (1985) 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11 (1999) 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、女性への暴力等の防止施策としては、平成 12 (2000) 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行されています。

本市では、平成 21 (1999) 年に「第 2 次知立市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策を進めています。具体的な取組みとしては、男女平等に対する意識啓発や、女性を*DV等の暴力から擁護する相談支援、女性の社会進出に対する支援を行っています。また、平成 27 (2015) 年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の施行を受け、平成 28 (2016) 年に「女性活躍推進法に基づく知立市特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍推進に向けた目標や取組みを設定しています。

市民意識調査では、女性の人権が尊重されていないことについての問に対し、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が 54.1%、「働く場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)」が 45.7%と割合が高くなっています。性別で見ると、女性では、結婚・出産や就職に際して人権が尊重されていないと感じている割合が高くなっています。

今後も男女平等の意識づくりや、女性に対する暴力の根絶と被害者支援、さまざまな困難を抱える女性への支援、男女がともに活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

● 施策の方向と取組み

施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり

家庭、地域、職場、学校など社会全体で、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会を実現するため、あらゆる機会を通じて男女共同参画や男女平等の意識づくりを行います。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどにより、男女共同参画や男女平等についての情報提供、啓発を行います。	協働推進課
・ 市内各施設に資料、情報などを提供します。	協働推進課
・ 講演会や人権週間などにより男女共同参画や男女平等の意識について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 教育関係者の意識変革のための情報提供、学習支援を行います。	学校教育課
・ 人権週間の取組みにあわせ、児童生徒への男女平等意識の啓発を行います。	学校教育課
・ 広報紙や講演会などで、性別による固定的な役割分担意識の見直しについて意識啓発を図ります。	協働推進課
・ 男性を対象とした料理、家事、育児などに関する教室や講座を開催します。	健康増進課 生涯学習スポーツ課

施策2 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

※DVをはじめとした女性に対する暴力の根絶を目指した啓発活動を進めるとともに、相談や被害に迅速に対応できるよう、庁内外の機関と連携し、個人情報に留意しながら支援を行います。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙や講座の開催、パンフレットなどにより、DV等の防止について啓発を図ります。	協働推進課
・ 相談窓口について周知、啓発します。	協働推進課
・ 相談員の資質の向上を図り、被害者支援に係るワンストップサービスを実施するなど、相談体制の充実を図ります。	協働推進課
・ 虐待等防止ネットワーク協議会等の活用や庁内の関係各課との連携強化を図ります。	協働推進課
・ 支援機関などの情報を提供するとともに、連携強化を図ります。	協働推進課

施策3 仕事と家庭生活の調和のための支援

男女が共に働きやすい環境をつくるため、仕事と家庭生活の調和のための支援を行います。また、就労を希望する女性への情報提供を行います。

【取組み】	【担当課】
・女性の就労に関する情報提供を行います。	経済課
・育児、介護休業制度について周知します。	経済課
・育児休業後の支援等、多様なニーズに応じた乳幼児保育を充実します。	子ども課
・放課後児童クラブの実施等により放課後児童の健全育成を進めます。	子ども課
・子どもの預かり等の子育て支援事業を推進します。	子ども課

施策4 女性の社会参画の促進

「知立市男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画に関する取組みを進めます。また、社会の意思決定等における男女の対等な参画を実現するため、女性の各種審議会等への登用や女性リーダーの育成など、女性の積極的な社会参画を支援する情報提供やサポートを行います。

【取組み】	【担当課】
・「知立市男女共同参画プラン」の普及、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課
・労働相談を実施します。	経済課
・女性の労働条件の悩みやセクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口を紹介します。	協働推進課 経済課
・審議会への女性委員の登用を促進します。	協働推進課 関係各課
・女性リーダーやアドバイザーを養成します。	協働推進課
・「女性活躍推進法」に基づく事業について情報提供を行います。	協働推進課

施策5 さまざまな困難を抱える女性への支援の充実

社会情勢の変化等により複合的な課題を抱える人が多くなっていますが、性別の固定的な役割分担意識などにより、男女間で異なる困難な状況がみられます。同和地区の出身であることや、障がいがあること、外国人であること、生活困窮等、複合的な課題を抱えた女性に対して適切な支援を行うため、相談窓口の周知や、関係各課・機関との連携・協力体制の強化を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 知立市人権施策推進本部にて、関係各課の連携をスムーズに行うための体制を整備します。	協働推進課
・ 各課及び関係機関との連携、協力体制を強化します。	協働推進課
・ さまざまな相談に対応できるよう研修会等への参加を促進します。	協働推進課 総務課
・ 個人情報保護のための意識啓発を図ります。	協働推進課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

女性の人権侵害に対して適切な対応を行うため、相談窓口の周知を図るとともに、関係各課・機関と連携した支援体制の強化を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



3 子ども

● 現状・課題

近年、世帯の小規模化や家族形態の多様化、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等により、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化しています。こうした社会変化も影響し、児童虐待や育児放棄、いじめ等の子どもの人権侵害が社会問題となっています。

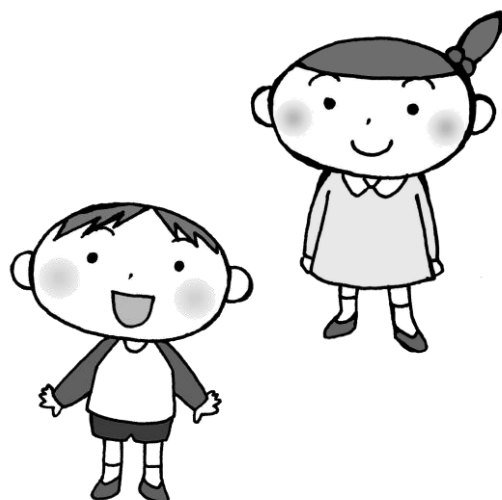
国連では、昭和 34（1959）年に「児童の権利に関する宣言」、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障しています。

我が国では、平成 6（1994）年に「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、平成 11（1999）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）の施行、平成 12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等の法整備が進んでいます。近年では平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」、平成 26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、いじめや貧困等の社会課題への対応が図られています。

本市では、平成 24（2012）年に「知立市子ども条例」を施行し、子どもにやさしいまちづくりを進めています。また、平成 27（2015）年に「知立市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て支援の充実を図っています。具体的な取組みでは、学校や地域での子どもの人権に対する啓発活動や、「知立市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ対策が進められています。

市民意識調査では、子どもの人権が尊重されていないことについての問に対し、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの虐待」が 74.1%、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」が 57.7%と割合が高くなっています。

子どもが知立市で安心して健やかに成長できるよう、子どもの人権に関する意識啓発や、いじめや虐待等の人権侵害への対策、さまざまな家庭環境に応じた子育て支援を進めていくことが求められます。



● 施策の方向と取組み

施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護や援助の促進を図るため、「子どもの権利条約」の趣旨や理念の普及、啓発に努めるとともに、子どもの人権を尊重する意識を高めるための啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・「知立市子ども条例」について周知、啓発します。	子ども課
・「児童福祉週間」について周知、啓発します。	子ども課
・広報紙や市のホームページなどにより、子どもの人権について啓発します。	協働推進課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより子どもの人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・保育園における人権紙芝居、人権人形劇を実施します。	協働推進課
・保育生活において互いの人権を尊重しあえる保育内容を実施します。	子ども課
・世代間交流事業などふれあいの機会を充実します。	子ども課

施策2 いじめの防止・相談等の充実

重大な人権課題であるいじめの防止を図るため、家庭、学校、地域を通じて、命の大切さや思いやりの心を持てる教育・啓発を行います。また、相談体制の充実や心のケアに努めるとともに、早期発見、早期解決に向けた迅速な対応が可能な体制づくりを進めます。

【取組み】	【担当課】
・「知立市いじめ防止基本方針」を推進します。	学校教育課
・家庭児童相談室の相談体制を充実します。	子ども課
・※スクールカウンセラー、心の相談員、※心の教室相談員、※あいフレンドなどによる相談体制を充実します。	学校教育課

施策3 児童虐待防止の推進

児童虐待を未然に防止するため、子育て等に関する相談体制を充実するとともに、虐待の疑いのある家庭について関係機関と情報共有し、早期発見・早期対応を図ります。また、児童虐待が発生した場合には、被害を受けた子どもの保護やケアを行います。

【取組み】	【担当課】
・虐待等防止ネットワーク協議会の体制の充実を図ります。	子ども課
・妊娠や子どもの発達について不安のある家庭等に養育支援訪問等を実施します。	健康増進課
・児童虐待に関する保育士、教職員などへの研修を実施します。	子ども課 学校教育課
・児童虐待防止に関する講演会を実施します。	子ども課

施策4 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもがさまざまな経験を通じて豊かな人間性を育むことができるよう、子育て支援事業や青少年の健全育成事業に取り組みます。

【取組み】	【担当課】
・「知立市子ども・子育て支援事業計画」を推進します。	子ども課
・保育園における地域交流事業、行事等を充実します。	子ども課
・放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成事業を充実します。	子ども課
・児童センター、児童遊園の整備を充実します。	子ども課
・園庭開放の充実により、保育園と地域の子どもの交流を促進します。	子ども課
・保育園、児童センター、子育て支援センターにおける臨床心理士の巡回相談事業などを充実します。	子ども課
・学校施設開放の充実により、学校や児童生徒と地域住民の交流を図ります。	生涯学習スポーツ課
・子ども会活動事業を支援します。	生涯学習スポーツ課

施策5 地域ぐるみの子育ての充実

世帯の小規模化や共働き家庭の増加などによる、地域の子どもや保護者のつながりの希薄化に対応するため、子どもや保護者、地域住民が相互に交流できる機会を提供します。また、地域の子どもにかかわるボランティア活動等を支援します。

【取組み】	【担当課】
・ 育児相談、子育てサークル支援等の地域子育て支援センター事業を推進します。	子ども課
・ 家庭状況を踏まえて子育て支援の調整をする子育て支援コーディネーター事業を実施します。	子ども課 健康増進課

施策6 きめ細やかな対応を必要とする子どもへの支援

ひとり親家庭や、経済状況が厳しい家庭、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもの人権が尊重され、安心して生活できるようさまざまな制度の利用促進や、それぞれの課題に応じた支援を行います。

【取組み】	【担当課】
・ 子育てや家事援助、各種助成制度によりひとり親家庭を支援します。	子ども課
・ 通訳の配置等により外国にルーツを持つ子どもを支援します。	子ども課 学校教育課

施策7 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

子どもの人権問題に対して、早期発見・早期対応が可能となるよう、相談窓口の周知や、関係機関と連携した情報共有、支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

4 高齢者

● 現状・課題

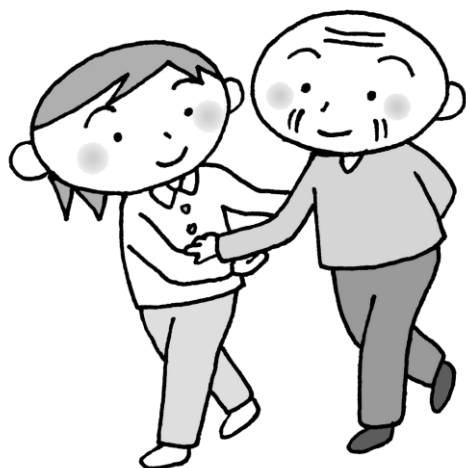
我が国の高齢化がいつそう進行する中で、認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が増えることにより家族介護の負担は非常に重くなっています。こうしたことから、高齢者に対する虐待や介護放棄などが社会問題となっています。

我が国では、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」が施行され、高齢社会対策の基本理念が明らかにされるとともに、翌年に「高齢社会対策大綱」において、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針が示されました。平成12（2000）年には「介護保険制度」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。また、平成18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、高齢者の虐待からの救済及び介護者の支援に関する取組みが推進されています。

本市では、介護保険制度開始以降3年ごとに「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定・見直しを行っています。具体的な取組みとしては、介護保険制度や高齢者の状況を踏まえた介護保険施策や高齢者福祉施策を推進しています。また、権利擁護の分野では、*成年後見制度の啓発や、認知症についての理解促進、高齢者虐待の防止、相談支援体制の整備等を進めています。

市民意識調査では、高齢者の人権が尊重されていないことについての問に対し、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が40.1%、「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること」が33.8%と割合が高くなっています。

今後の高齢化の進行を見据え、いくつになっても地域で安心して生活できるよう、高齢者の人権に対する意識啓発や、虐待防止などの権利擁護に取り組むとともに、できる限り自立して生きがいを持って暮らしていけるための支援や環境整備が求められています。



● 施策の方向と取組み

施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり

高齢者を大切にすることを育み、家庭や地域における高齢者を尊重する態度や行動に結びつくよう、啓発活動を推進します。また、増加している認知症高齢者についての適切な理解を促進し、地域で対応できるような支援を行います。

【取組み】	【担当課】
・「老人の日・老人週間」を周知、啓発します。	長寿介護課
・広報紙や市のホームページなどにより高齢者の人権について啓発します。	協働推進課 長寿介護課
・高齢者への理解を深める学校教育を充実します。	学校教育課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより高齢者の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・認知症高齢者への理解を深める講座を開催します。	長寿介護課

施策2 高齢者の権利擁護、虐待防止の推進

高齢者の権利擁護、虐待防止を図るため、「高齢者虐待防止法」を踏まえながら、*成年後見制度についての普及・啓発や、各関係機関と連携したネットワークの強化を図ります。

【取組み】	【担当課】
・虐待防止、早期発見等の権利擁護事業の普及を図ります。	長寿介護課
・成年後見制度利用支援事業を啓発します。	長寿介護課
・認知症など判断能力が不十分な人の生活を支援する*日常生活自立支援事業を啓発します。	長寿介護課
・高齢者虐待について関係機関と連携し、適切な保護、支援を行います。	長寿介護課
・虐待等防止ネットワーク協議会による情報共有を行います。	長寿介護課

施策3 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的、一体的に多様なサービスを提供する「*地域包括ケアシステム」の構築と深化を進めます。

【取組み】	【担当課】
・加齢にともなう生活機能低下を未然に防ぐ介護予防事業を推進します。	長寿介護課
・*地域包括支援センターを中核とした総合的な地域ケア体制の充実を図ります。	長寿介護課
・訪問介護をはじめとする各種在宅サービスを充実します。	長寿介護課
・寝具洗濯乾燥サービスをはじめとする在宅福祉サービスを実施します。	長寿介護課
・地域のニーズにあった多様な生活支援サービスの充実を図ります。	長寿介護課
・介護サービス提供の場に介護相談員を派遣します。	長寿介護課
・家族介護教室などの家族介護者支援事業を推進します。	長寿介護課
・介護保険及びその他の困りごとに対応する総合的相談体制を充実します。	長寿介護課
・民間事業所と見守り協定を結ぶ等、高齢者を支える地域づくり事業の充実を図ります。	長寿介護課
・高齢者世帯を訪問し、相談に応じます。	長寿介護課

施策4 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援

高齢者が社会の重要な担い手として自らの能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できるよう、就労やスポーツ活動、生涯学習、ボランティア等への参加を支援します。

【取組み】	【担当課】
・高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習への参加を推進します。	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・シルバー人材センターの取組みを支援します。	長寿介護課
・高齢者が社会活動や文化、スポーツ活動に取り組める体制づくりを推進します。	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・老人クラブなど高齢者組織を支援します。	長寿介護課
・高齢者のボランティア活動などの社会参加を促進します。	協働推進課 長寿介護課
・高齢者サロンの活動を支援します。	長寿介護課
・高齢者の就労を支援します。	長寿介護課

施策5 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者をはじめ、すべての人が円滑に地域活動等に参加できるよう、市内の道路や公共施設等の※バリアフリー化や、※ユニバーサルデザインに対応した環境整備を進めます。

【取組み】	【担当課】
・「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」「人にやさしい街づくり推進計画 2010」に基づいて公共施設の整備を進めるとともに、民間施設の改善について啓発します。	福祉課 建築課 都市計画課 関係各課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

高齢者の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



5 障がい者

● 現状・課題

障がいの有無にかかわらず誰もが活躍できる^{*}ノーマライゼーション社会の実現が求められる中で、障がいに対する差別的な考えが起因した悲惨な事件が発生するなど、障がいのある人の理解促進が必要となっています。

国連では、昭和 56（1981）年を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障がいのある人の機会や権利を擁護する取組みが進められました。平成 18（2006）年には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、さまざまな分野で障がいのある人の権利を保障するための取組みを締約国に求めています。

我が国では、平成 5（1993）年に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」が施行され、障がいのある人の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を持つこと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが明らかにされました。近年では「障害者権利条約」の批准に向け、平成 23（2011）年に「障害者基本法」の改正、平成 24（2012）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、平成 25（2013）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行等の法整備が進み、平成 26（2014）年には「障害者権利条約」に批准し、我が国で効力が生じることとなりました。

本市では、「知立市障がい者計画」（はっぴいぷらん）、「知立市障がい福祉計画」に基づき、障がい者施策を推進しています。具体的な取組みとしては、障がいに対する差別や偏見を解消するための啓発活動や、相談支援体制の整備、^{*}合理的配慮に基づいた情報提供、虐待防止に関する施策を行っています。

市民意識調査では、日本の社会における人権の重要な問題についての問に対し、「障がいのある人の人権」が 51.8%と最も高くなっています。また、障がいのある人の人権が尊重されていないことについての問に対し、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が 39.6%、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」が 34.4%と割合が高くなっています。

障がいのある人が基本的人権を持つ個人として尊重されて生活できるよう、障がいへの理解を促進する意識啓発や、障がいの特性を踏まえた権利擁護や虐待防止施策、障がいのある人の自立や生きがいづくりにつながる社会参加支援が求められます。

● 施策の方向と取組み

施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり

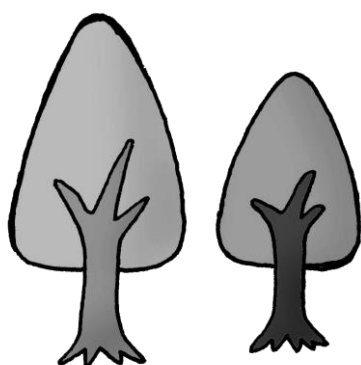
障がいのある人への差別や偏見を解消し、正しい理解の浸透を図るため、学校教育や地域での交流活動、広報紙等を通じた情報発信や啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発を行います。	協働推進課 福祉課
・ 「障害者の日・障害者週間」を周知、啓発します。	福祉課
・ 障がいのある人への理解を深める学校教育における心の教育を推進します。	学校教育課
・ 学校内における障がいのある人とない人との交流教育を推進します。	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより障がいのある人の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策2 障がい者の権利擁護、虐待防止の推進

障がいのある人の虐待防止等、権利擁護を推進するため、「障害者虐待防止法」を踏まえて、各関係機関と連携した虐待防止のネットワークの強化を図るとともに、*成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度の運営と周知を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 障害者虐待防止センターを運営、周知します。	福祉課
・ 虐待等防止ネットワーク協議会の体制の充実を図ります。	福祉課
・ 「障害者虐待防止法」を周知します。	福祉課
・ 成年後見制度利用支援事業を啓発します。	福祉課
・ 判断能力が不十分な人の生活を支援する*日常生活自立支援事業を啓発します。	福祉課



施策3 合理的配慮の推進

「障害者差別解消法」の考えに基づき、障がいのある人に適切な*合理的配慮を行うことができるよう、市民や地域、企業、学校等への啓発活動や情報提供を進めます。

【取組み】	【担当課】
・「障害者差別解消法」の周知・啓発を行います。	福祉課
・合理的配慮に基づいた情報提供を行います。	福祉課
・「障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき市職員の対応を行います。	福祉課
・あらゆる場面において合理的配慮が提供されるよう市民、地域、事業所等に啓発します。	福祉課

施策4 障がい者の自立と生きがいづくりへの支援

障がいのある人が、障がいの特性や本人の希望にあわせて自立し、生きがいを持って暮らせるよう、保育や教育環境の整備、就労や地域活動への参加支援を行います。

【取組み】	【担当課】
・子育て支援体制や母子保健事業、療育指導事業、障がい児保育の充実を図ります。	子ども課 健康増進課
・特別支援学級や教育設備を充実します。	学校教育課
・障がい児教育担当教員の研修を充実します。	学校教育課
・障がい福祉サービス及びその他困りごとに対応する相談支援体制を充実します。	福祉課
・本人に適切な障がい福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
・障がい者雇用を促進します。	福祉課
・職親制度の活性化を図ります。	福祉課
・地域生活支援事業を充実します。	福祉課
・手話通訳者派遣事業などを推進します。	福祉課
・文化、スポーツ活動への参加を促進します。	福祉課
・交流の場の提供、利用促進を図ります。	福祉課

施策5 障がい者にやさしいまちづくり

障がいのある人が、障がいの特性や本人の意向に応じて自立や社会参加が可能となるよう、道路環境や公共施設等の*バリアフリー化や*ユニバーサルデザインへの対応を進め、社会参加の円滑化を図ります。

【取組み】	【担当課】
・「知立市ユニバーサルデザイン推進計画」「人にやさしい街づくり推進計画 2010」に基づいて公共施設の整備を進めるとともに、民間施設の改善について啓発します。	福祉課 建築課 都市計画課 関係各課

施策6 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

障がいのある人の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、福祉・保健、医療・教育・就労等の関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



6 外国人

● 現状・課題

国際化の進展により訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加するなか、人種や民族、国籍にかかわらず、互いを尊重しあう多文化共生社会を築いていくことが求められます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定の民族等の人々へ差別的な言動をする*ヘイトスピーチが社会的な問題となっています。

国連では、昭和 23 (1948) 年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、昭和 38 (1963) 年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、昭和 40 (1965) 年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのための措置を取ることが義務付けられました

我が国では、平成 7 (1995) 年に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組みを進めています。近年では、平成 28 (2016) 年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取組みが進められています。

本市の総人口に占める外国人の割合は 6.68% (平成 28 年 12 月末現在。総人口 70,826 人、外国人住民数 4,740 人)と、愛知県内でも 1 番高く、多くの外国人市民が暮らしています。こうした状況を踏まえ、平成 21 (2009) 年に「多文化共生推進協議会」を設置、平成 24 (2012) 年に「知立市多文化共生推進プラン」を策定(平成 29 (2017) 年改訂)し、多文化共生に関する施策の方向性を示しました。具体的な取組みとしては、多言語での情報提供や相談支援、国際交流協会等と連携した交流事業等が行われています。また外国人市民が多く暮らす知立団地では平成 24 (2012) 年に「もやいこハウス(知立市多文化共生センター)」を設置し、学習支援や相談事業を行っています。

市民意識調査では、外国人の人権が尊重されていないことについての問に対し、「習慣等が異なるため、地域社会の受け入れが十分でないこと」が 40.9%、「国籍による偏見や差別があること」が 37.4%と割合が高くなっています。また、外国人の人権を擁護するために、「外国人のための相談体制の充実」「外国人が安心して就労できる環境の整備」が注力すべきこととしてあげられています。

人種や民族、国籍による差別・偏見をなくすための意識啓発や、お互いの文化や生活習慣、価値観を理解するための交流活動の推進、また、外国人市民が暮らしやすいまちとなるための情報提供や相談支援の充実が求められます。

● 施策の方向と取組み

施策1 外国人の人権を尊重する意識づくり

人種や民族、国籍による偏見や差別をなくし、お互いの文化や習慣、価値観を尊重し認めあえる意識づくりを進めるため、広報・啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどにより外国人の人権について啓発します。	協働推進課
・ 人種差別撤廃条約について周知を図ります。	協働推進課
・ 学校教育を通じて国際理解教育の推進や異文化理解を尊重する感覚を育成します。	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより外国人の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課

施策2 外国人との交流機会の拡充

さまざまな言語や文化、価値観を知り、異なる文化背景を持つ人への理解を高めるため、国際交流協会等と連携し、学校や地域における外国人等との交流機会を提供します。

【取組み】	【担当課】
・ 知立市国際交流協会により各種イベント、講座を開催します。	協働推進課
・ 学校での外国語教育、国際理解教育を充実します。	学校教育課
・ 総合的な学習の時間で外国文化を紹介します。	学校教育課
・ 外国人講師による外国語の学習機会を提供します。	協働推進課 学校教育課
・ 海外姉妹都市への派遣など、国際交流を推進します。	協働推進課



施策3 外国人が暮らしやすいまちづくり

本市で暮らす外国人が言語や文化、生活習慣が異なることにより不利益を受けることがないように、多言語による生活情報の提供や、通訳・翻訳の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 広報紙や市のホームページなどの外国語による情報提供、啓発を行います。	協働推進課 関係各課
・ 外国語による市民サービスなどの情報提供を行います。	関係各課
・ ポルトガル語通訳による市民サービスのサポートを行います。	市民課 関係各課
・ 外国籍の児童生徒へ学習、学校生活のサポートを行います。	学校教育課
・ 多文化共生推進協議会など関係機関との連携、協力を図ります。	協働推進課
・ 「もやいこハウス（知立市多文化共生センター）」を有効活用し、多文化共生を推進します。	協働推進課
・ 外国人の日本語学習を支援します。	協働推進課

施策4 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

外国人の人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。また、外国語による情報提供や通訳を行います。

【取組み】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関の情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課
・ 相談における通訳を行います。	市民課

7 HIV感染者、ハンセン病患者など

● 現状・課題

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染により引き起こされる免疫不全症候群を、特にエイズ(AIDS)と呼びます。感染経路が限られていることから、正しい知識を持って行動すれば感染を予防することができます。

一方で、全国のHIV感染者及びエイズ患者(以下、「HIV感染者等」という。)の数は、増加傾向となっています。

近年はHIV感染症の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。しかしそのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、平成10(1998)年にHIV感染者等を免疫機能障がいとし、障がい認定の対象となりました。

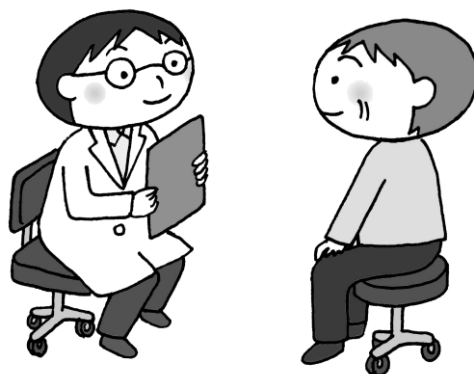
ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、患者や元患者、その家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、平成21(2009)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行されました。

また、平成11(1999)年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)では、HIV感染者等やハンセン病患者・元患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進めることが目指されています。しかし、感染症患者等の人権を擁護する法整備が進む一方、感染症に対する正しい知識と理解の普及は十分とはいえない状況にあります。今後はさまざまな感染症に対して正しい認識を持ち、患者やその家族等の人権が尊重されることが求められます。

本市では、HIV感染者等、ハンセン病患者等の人権擁護に向けた取組みとして、学校の授業や、パンフレット等による啓発活動を行っています。

市民意識調査では、エイズ患者・HIV感染者等の人権が尊重されていないことについての問に対し、「就職や職場で不利な扱いを受けること」が44.3%、「医療機関で治療や入院を断られること」が26.7%、ハンセン病患者・元患者の人権が尊重されていないと思うことについての問に対しては、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が33.8%、「怖い病気といった偏見や誤解があること」が30.4%と割合が高くなっています。

今後も、感染症に対する誤った認識から差別的な対応がなされないよう、正しい認識を促すための教育や啓発を行うとともに、感染症患者が尊厳を持って生きられるような社会参加の支援や相談体制の整備が求められます。



● 施策の方向と取組み

施策1 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

感染症患者などへの差別や偏見をなくすため、学校教育や講演会、広報紙等を通じて感染症に対する正しい理解を促す啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などにより感染症患者の人権について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」、レッドリボン（エイズに関する差別や偏見の撤廃のシンボル）の周知、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課 学校教育課
・広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発を行います。	健康増進課
・パンフレット、小冊子などによる情報提供、啓発を行います。	協働推進課 健康増進課
・個別通知や肝炎デーを通じて、感染症に関して周知、啓発します。	健康増進課
・性教育・エイズ教育を推進します。	健康増進課 学校教育課

施策2 感染症患者などの自立と社会参加への支援

感染症患者などができる限り自立し、就労や地域活動等に安心して参加できるよう、相談支援や情報提供等を行います。

【取組み】	【担当課】
・健康相談及び心の健康相談窓口の情報提供、啓発を行います。	健康増進課
・労働相談及び感染症患者などの雇用に関する情報提供を行います。	経済課

施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

感染症患者などの人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課

8 性的マイノリティ

● 現状・課題

性的マイノリティとは、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない性同一性障がいの人々や、同性愛や両性愛といった性的指向などを持った人々のことをいいます。LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉が広まりつつありますが、近年では、性的指向、性的自認（Sexual Orientation and Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」（エスオージーアイ／ソギ／ソジ）という言葉が国際的には使われつつあります。性的指向と性自認はLGBTにあたる人だけでなく、すべての人に関係するという概念であり、性的マイノリティをより広範に捉えています。性的マイノリティは国内にも8%程度いるとする調査結果もありますが、正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウトできない、といった社会生活における支障がみられます。

世界では、平成20（2008）年、国連総会でははじめてのLGBTに対する人権保護の促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する声明が提出されました。平成23（2011）年には性的指向と性同一性に関する国連決議がはじめて採択され、これをきっかけとして平成24（2012）年には国連の政府間機関においてはじめてLGBTについての正式な討論が行われました。

我が国では、平成16（2004）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。（平成20（2008）年に一部改正）

市民意識調査では、性同一性障害及び性的指向に関する人権上、特に問題になっていることについての問に対し、「性同一性障害、性的指向に対する理解がないこと」が54.1%と最も高く、次いで「偏見により差別的な言動を受けること」が41.9%となっています。

本市では、性的マイノリティの人権擁護について、新しい人権課題として取組みをはじめたばかりです。今後国や県、先進自治体の取組みなどを参考にしながら、市民の性的マイノリティに対する理解を高める施策に取り組むとともに、相談支援体制を整備していくことが求められます。

● 施策の方向と取組み

施策1 性的マイノリティの正しい理解の促進

性的マイノリティへの偏見・差別をなくし、正しい理解の浸透を図るための啓発活動を行います。

【取組み】	【担当課】
・性的マイノリティへの理解促進のための教育・啓発を行います。	協働推進課 学校教育課
・男女性別による固定的役割分担をうえつけない保育を実施します。	子ども課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

性的マイノリティの人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



9 インターネットによる人権侵害

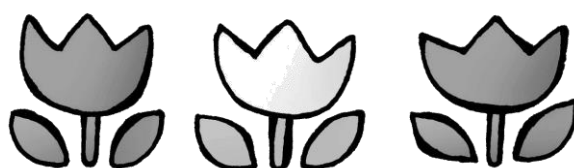
● 現状・課題

情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、他人を誹謗・中傷する書き込みや個人情報の無断掲示などがみられ、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。また、インターネット上に一度でも情報が掲載されると、完全な削除が難しいことや、インターネットの利用の低年齢化により、幼少期から正しい利用や危険性について啓発することが重要な課題となっています。

我が国では、平成 14 (2002) 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) が施行され、人権を侵害する書き込みに対しての取り締まりが進められています。また平成 21 (2009) 年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法) が平成 30 (2018) 年に改正され、18 歳未満の青少年の*フィルタリングサービスの義務付けが強化されました。平成 26 (2014) 年にはいわゆる*リベンジポルノへの対策として、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法) が施行され、性的な画像等のインターネット上へのばらまき防止が図られています。

市民意識調査では、インターネット上で、人権侵害と思われるような書き込み等を発見した場合についての問に対し、「そのようなページは、無視する」が 67.5%と最も高くなっています。

本市では、学校の授業を通じて情報モラルについての学習機会を提供しています。市民一人ひとりがインターネットの利便性と危険性を理解する啓発を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制の整備が求められます。



● 施策の方向と取組み

施策1 インターネットによる人権侵害の防止対策

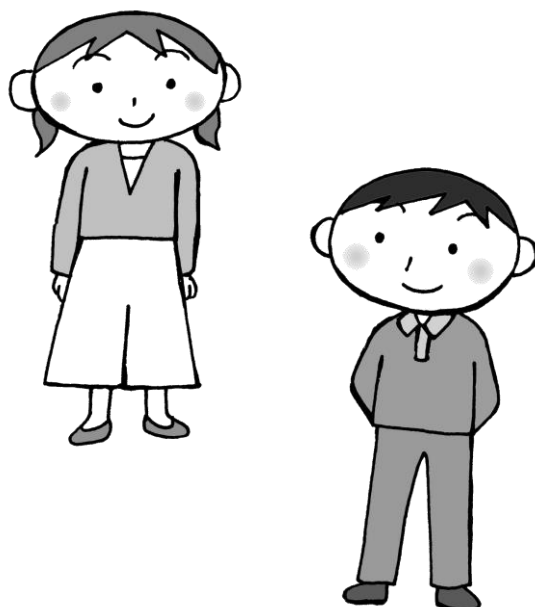
インターネットの正しい利用など、情報モラルについての情報や学習機会を提供し、インターネットによる人権侵害の危険性の理解を促進します。

【主な事業】	【担当課】
・インターネットの正しい利用のための教育・啓発を行います。	協働推進課 学校教育課

施策2 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

インターネットに関する人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課



10 さまざまな人権をめぐる問題

● 現状・課題

先に取り上げた重要課題以外にも、さまざまな人権に関する課題について対策が求められています。

【個人情報の保護】

個人情報については、情報化が進んだ現代社会において個人の意思と関係なく流出し、プライバシーの侵害等の被害がみられます。本市では、平成 13（2001）年に「知立市個人情報保護条例」を施行し、条例に基づいた個人情報の収集や利用・提供、管理を行っています。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、固有の言語や文化を持っているにもかかわらず、近代以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティティを保持することが難しくなっています。また、独自の文化等への理解が不十分であるため、就職や結婚に際して差別や偏見がみられます。アイヌの人々にかかわる文化等の保護や、理解を促進するための啓発が求められています。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別・偏見は根強く、刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰することは極めて難しい状況となっています。本人の更生意欲を家族、職場、地域社会が理解し協力できるような啓発活動等を行い、社会の一員として生活を営めるよう支援していく必要があります。

【犯罪被害者】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害など、二次的な被害を受けることが問題となっています。国では平成 17（2005）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備などが求められています。

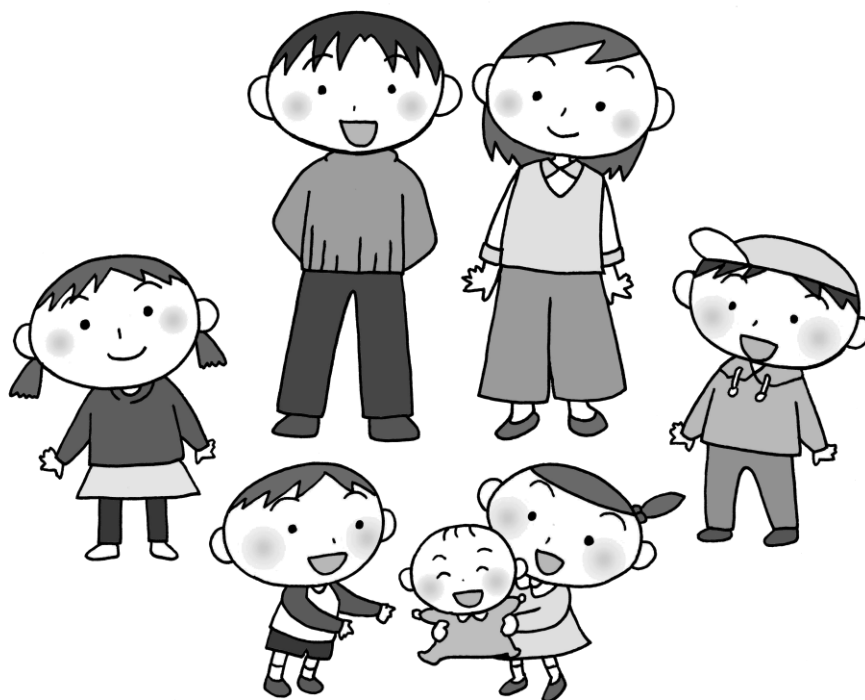
【北朝鮮当局による拉致被害者】

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国では、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、国及び地方公共団体の責務等を定めました。また、平成 23（2011）年に一部変更がされた「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が加筆されました。国は、拉致問題の解決にあたり国内外の世論を重要視しており、理解促進に努めています。一方で、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々への差別・偏見に結びつかないような啓発を進めていく必要があります。

【その他】

その他にも、ホームレスなどに対する偏見や差別、人身取引（トラフィッキング）、東日本大震災にともなう風評被害など、さまざまな人権問題があります。また、社会情勢の変化などにもない、新たな人権問題が生じてくる可能性もあります。

これらさまざまな人権問題に対応していくためには、人権問題となっている点を正しく理解し、柔軟に対応することが求められます。そのための第一歩として、一人ひとりが互いを認めあい、個人への尊厳の意識を持つことが大切です。



● 施策の方向と取組み

施策1 さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及

さまざまな人権問題についての正しい理解を普及するための情報提供や学習機会の提供に努め、人権問題の発生防止を図ります。また、社会情勢の変化とともに生じる新たな人権問題について柔軟に対応できるよう、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携して対策を講じます。

【取組み】	【担当課】
・ 犯罪被害者等の人権について、周知・啓発します。	安心安全課
・ 広報紙や市のホームページなどによりさまざまな人権問題について啓発します。	協働推進課
・ さまざまな人権に関する学習機会を提供します。	協働推進課 関係各課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによりさまざまな人権問題について啓発します。	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 新たな人権問題に対して、関係機関などと連携して情報の収集、提供を行います。	協働推進課 関係各課

施策2 個人情報保護の意識啓発及び体制強化

愛知県が主催する研修等に参加する等、個人情報保護に関する認識を高め、市民への共有を図ります。また、「知立市個人情報保護条例」に基づいて、個人情報の適切な管理と活用を行います。

【取組み】	【担当課】
・ プライバシーや個人情報保護などに関する意識啓発を推進します。	協働推進課
・ 「プロバイダ責任制限法」の普及、啓発を行います。	協働推進課
・ 職員研修などによる個人情報保護及び個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。	企画政策課 総務課
・ 個人情報に関する情報セキュリティ対策を徹底します。	企画政策課
・ 知立市個人情報保護条例を周知します。	総務課

施策3 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

さまざまな人権問題に迅速に対応するため、相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係各課や機関との情報共有や連携を行い、相談・支援体制の充実を図ります。

【取組み】	【担当課】
・ 人権侵害の相談窓口や支援体制を周知し、充実を図ります。	協働推進課
・ 救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	協働推進課
・ 人権救済機関などの関係機関と連携・協力した相談体制を構築します。	協働推進課